

事業名	広島県アダプト制度（マイロード・システム）			
事業内容 （目的・概要）	ボランティア活動として、県の管理する国道・県道の清掃などを行う団体、企業、個人などをマイロード活動認定団体として認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部支援などを行うことで、その活動をバックアップすることにより、住民と行政の協働体制の構築を目指す。			
事業主体	県、市町、マイロード活動認定団体			
採択要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 協力に関する覚書を締結した市町において、県の管理する国道、県道における 100 メートル以上の活動であること。 2 道路敷の清掃、緑化、草刈などの活動を行う団体、企業、個人などであること。 			
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	<p>一般単独事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の事務 <ul style="list-style-type: none"> 表示板の設置 傷害・損害賠償保険の加入 活動費の一部支援（詳細は、「ひろしまアダプト活動支援事業」を参照） ・ 市町の事務 <ul style="list-style-type: none"> 回収ゴミの受け入れ 可能な場合はゴミ袋の提供等 			
制度創設年度	平成 12 年度			
関係省庁名				
最近の実績	認定団体数 730（令和 5 年 3 月末現在）			
問合せ先	土木建築局道路河川管理課			
	Tel	082(513)3903	e-mail	dodoukasen@pref.hiroshima.lg.jp